第二十二条第一項（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第二十二条第一項（同条第三項中	「による申告書を」とあるのは「による所得税の申告書と当該所得税に係る復興特別所得税の申告書とを併せて」と、「とき」とあるのは「とき、又は対象源泉徴収特別税額（同項に規定する対象源泉徴収特別税額をいう。以下この条において同じ。）のうち特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収されたものがあるとき」と、「当該」とあるのは「これらの」と、「明細書を」とあるのは「これらの明細書を、その徴収された事実の説明となるべき総務省令、財務省令で定める事項を記載した明細書を、それぞれ」と、「同条第二項中」とあるのは「又は対象源泉徴収特別税額の納付の」と、「額又は」とあるのは「額又はその納付の」と、「届出書」とあるのは「当該所得税の額の納付の」と、「当該対象源泉徴収特別税額の納付の日」とあるのは「その納付の日」と、「その他必要な事項を記載した届出書」とあるのは「同条第三項中	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二条第一項第二号	所得税に同法	読み替える
第十三条第一項の表国税通則法施行令の項中	対する所得税	対する所得税及び復興特別所得税	を	に改め、同条第二項の表租税特別措置法施行令の項の次に次のように加える。				
	第三国団体配当等に対する所得税	第三国団体配当等に対する所得税及び復興特別所得税						
第十七条第七項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えられた租税特別措置法施行令						
	金額から	金額から復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される						

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令	法人税法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えられた法人税法施行令

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。次条第二項及び附則第四条第二項において「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令第一条を同令第三十五条とし、同条の前に一章及び章名を加える改正規定（第三十三条に係る部分に限る。）は、平成三十年一月一日から施行する。

（外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）から平成二十九年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下この条において「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第六十六条の四第二十一項第一号又は第六十六条の八第二十二項第一号」とあるのは「第六十六条の四第十七項第一号又は第六十六条の八第十八項第一項第一号」と、同項第三号中「第六十六条の四第二十一項第三号又は第六十六条の八第二十二項第三号」とあるのは「第六十六条の四第十七項第三号又は第六十六条の八第十八項第三号」とする。

2　施行日から平成二十九年三月三十一日までの間における外国居住者等所得相互免除法施行令第三十一条第一項（内国法人及び外国法人である外国居住者等（改正法第八条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定の適用については、外国居住者等所得相互免除法施行令第三十一条第一項の表前条第一項第一号の項中「第六十六条の四第十七項第一号」と、「第六十六条の四の三第十四項」とあるのは「第六十六条の四の三第十三項」と、「第六十七条の十八第十三項」とあるのは「第六十七条の十八第十項」と、「第六十八条の百七の二第十三項」とあるのは「第六十八条の百七の二第十項」とし、施行日から同年十二月三十一日までの間における同条第一項（居住者及び非居住者である外国居住者等に係る部分に限る。）の規定の適用については、同表前条第一項第一号の項中「第四十条の三の三第十六項第一号」とあるのは「第四十条の三の三第十二項第一号」と、「第四十一条の十九の五第十三項」とあるのは「第四十一条の十九の五第十項」とする。

3　施行日から平成二十九年三月三十一日までの間における外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第七項の規定の適用については、同項第一号中「第六十六条の四第二十一項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項」とあるのは「第六十六条の四第十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項」と、「第六十八条の百七の二第十三項」とあるのは「第六十八条の八十八第十八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十項」とする。